

簡易課税制度の適用をやめようとするときは

消費税簡易課税制度選択不適用届出書

提出
時期

適用をやめようとする課税
期間の初日の前日まで

簡易課税制度の適用を受けている事業者が、その適用をやめようとする場合、又は事業を廃止した場合には、適用をやめようとする課税期間の初日の前日までに「**消費税簡易課税制度選択不適用届出書**」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

ただし、簡易課税制度の適用を受けている事業者は、事業を廃止した場合を除き、2年間継続して適用した後でなければ、その適用をやめることはできません（適用を開始した課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出することはできません。）。

⑦ 法人の消費税異動届出書

提出
時期

事由が生じた場合、速やかに

法人の消費税の納税地等に異動があった場合、「**法人の消費税異動届出書**」を納税地の所轄税務署長（納税地の異動の場合には、異動前の納税地の所轄税務署長）に速やかに提出する必要があります。

ただし、この届出書に定める異動事項について、「異動届出書」を提出した場合には、重ねてこの届出書を提出する必要はありません。

⑧ 任意の中間申告書を提出する旨の届出書

提出
時期

適用を受けようとする6月中間
申告対象期間の末日まで

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）は、「**任意の中間申告書を提出する旨の届出書**」を納税地の所轄税務署長に提出することにより、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間から、自主的に中間申告・納付することができます。

- * **6月中間申告対象期間とは**、その課税期間開始の日以後6か月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。
- * 中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、消費税の中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。
なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することができます。
- * 中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書」の提出があったものとみなされます。

任意の中間申告書の提出をやめようとするときは

任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書

提出
時期

適用をやめようとする6月中間
申告対象期間の末日まで

任意の中間申告書を提出することとしている事業者が、その提出をやめようとする場合又は事業を廃止した場合は、適用をやめようとする6月中間申告対象期間の末日までに「**任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書**」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。